保護者・地域向け学校作成資料

八王子市立加住小中学校　令和８年度　いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
　　いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
　　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
　　不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
　　東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
　　東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
　　八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.２月改定)

八王子市立加住小中学校　いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが 加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

〇令和７年度の重点項目

(1)　いじめは「しない　させない　許さない」を大原則とする。
(2)　いじめは人権侵害・犯罪行為であり、
　　「いじめは絶対に許さない」学級・学年をつくる。
(3)　いじめられている子どもの立場にたち、絶対に守り通す。
(4)　いじめている子どもに対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

令和８年度のいじめの防止等に向けた課題

（１）　道徳教育等の充実
　　・コミュニケーション能力を高める活動
　　・家庭・地域と連携した児童・生徒の豊かな心を育むための取組
（２）　未然防止や早期発見のための措置
　　・いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくり
（３）　インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

〇開催日　　毎週水曜日　１３時３０分から
〇構成員　　校長、副校長、生活指導主任、ブロックの代表、SC 等
〇役　割　　いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
　　校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し　等

いじめ対応の流れ

１　いじめの事実関係を細部にわたり明確にする。
２　いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対して必要な情報を提供するとともに、適切に支援を行う。
３　いじめを行った児童・生徒に対する指導およびその保護者に対して助言を行う。
４　犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。必要に応じて教育委員会や関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

いじめの防止等に関する教員研修

４月１７日「いじめへの組織的な対応」

４月２２日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」

５月２０日「重大事態の理解と対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

１月１６日（土）
道徳授業地区公開講座
全校一斉道徳
・主として人との関わりに関すること
・人権教育プログラムを活用した授業

SOS の出し方に関する授業

７月１０日（金）
セーフティ教室
・SNS についての話を中心に八王子警察署の方より講話
・防犯や児童・生徒の安全に関することについての話を聞いた後、SOS の出し方について確認

いのちの大切さを共に考える日の取組

６月２２日（月）
全校朝礼にて学校長より「命の大切さ」について全校児童・生徒に向けて講話を行う。
各学級では「親切」「思いやり」「生命の尊さ」についての道徳の授業を行い、「命」についての考えを深める。

児童の自己肯定感を高める取組

・小学校高学年から Q-U 調査を行い、結果をもとに児童・生徒との面談を設ける。
・キャリアパスポートを活用して自分の存在価値について考える時間を設ける。
・特別支援教室と連携しながら、日頃より児童・生徒に対しての指導・声かけについて確認を行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
・事案に応じて、児童相談所や SSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。